

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年3月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100252 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100030 号

第 1 結論

昭和 40 年 4 月から昭和 41 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (子)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月から昭和 41 年 3 月まで

母親の婚姻後の期間に、国民年金保険料の免除期間があることが分かった。

この期間については、母親は国民年金保険料の免除の申請を行わずに保険料を納付していたと思われ、私が保管している市町村のデータ記録の写しも納付とされている。

年金事務所から、この期間が免除期間でなく未加入期間に訂正された場合は、年金額が返納になるとの説明があった。請求期間を国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月 20 日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点では、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられることから、請求期間が国民年金保険料の申請免除期間とされていることは不自然である。

また、請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者記録票及び日本年金機構が保管する国民年金被保険者台帳によると、請求期間はいずれも保険料納付済と記録されており、請求期間において国民年金保険料を納付していたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100280 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100095 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月まで及び平成 22 年 2 月から平成 26 年 5 月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円を 22 万円に、平成 22 年 2 月から平成 23 年 9 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円を 28 万円に、同年 10 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円を 30 万円に、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、11 万 8,000 円を 28 万円に、同年 11 月から平成 26 年 3 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円を 30 万円に、同年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、11 万 8,000 円を 32 万円に訂正する。

平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月まで及び平成 22 年 2 月から平成 26 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月まで及び平成 22 年 2 月から平成 26 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 1 日まで

給与明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料控除額と年金記録の標準報酬月額及び保険料納付額にそれぞれ相違があるので、調査して厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月まで及び平成 22 年 2 月から平成 26 年 5 月までの期間については、請求者及び日本年金機構が提出した給与明細書及び預金通帳並びに B 銀行が提出した取引推移一覧表により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給与明細書及び預金通帳並びに取引推移一覧表により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年7月から平成21年3月までの標準報酬月額については22万円に、平成22年2月から平成23年9月までの標準報酬月額については28万円に、同年10月から平成25年8月までの標準報酬月額については30万円に、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については28万円に、同年11月から平成26年3月までの標準報酬月額については30万円に、同年4月及び同年5月の標準報酬月額については32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年7月から平成21年3月までの期間及び平成22年2月から平成26年5月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付したと回答しているが、平成20年7月から平成21年3月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額及び平成22年2月から平成26年5月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成20年7月から平成21年3月までの期間及び平成22年2月から平成26年5月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成21年4月から平成22年1月までの期間については、請求者は給与明細書を所持していない旨、A社は請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していない旨、請求者の請求期間における住所地であるC区は保存期間経過のため請求者に係る課税資料はない旨、それぞれ回答又は陳述している。

また、B銀行が提出した請求者の取引推移一覧表からは、平成21年4月から平成22年1月までの期間に係る各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成21年4月から平成22年1月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成21年4月から平成22年1月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100133 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100094 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 8 月 1 日まで

A 社では、平成 13 年 7 月から同年 9 月までが試用期間で、同年 10 月 16 日付けで正社員になり、標準報酬月額が 17 万円になったと記憶しているが、年金記録では、12 万 8,000 円とされている。平成 13 年 11 月頃から B 県の C センターへ行ったが、その間も A 社から給与が支払われ、残業代込みで多いときは 30 万円位の給与だった。

給与明細書は保管していないが、預金通帳で振込額は確認できるので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳により、請求者は請求期間のうち、平成 13 年 10 月を除き A 社からオンライン記録の標準報酬月額 (12 万 6,000 円) を超える報酬を受けていたことが推認できる。

しかしながら、D 健康保険組合が提出した請求者の報酬月額に係る記録は、オンライン記録と一致している上、請求者は請求期間当時の給与明細書を所持しておらず、A 社は既に解散しており、閉鎖事項全部証明書で代表清算人として記載のある者は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した給与明細書からは、厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であることが確認できるところ、当該給与明細書及び請求者が提出した預金通帳からは、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100327 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100096 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年から昭和 42 年まで

請求期間のうち 1 年間ほど B 市にあった A 社に勤務した。社長の厚意で正社員にしてもらい、給与明細書はないが、月給から厚生年金保険料が天引きされていた。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が、請求期間のうち 1 年間ほど勤務したとする A 社は、昭和 54 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から組織変更した C 社に照会したが、当時の資料は何も残っておらず、担当者も亡くなっており不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、請求期間において、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる請求者が名前を挙げた者に照会したが、回答が得られず、請求期間当時のことについて確認できない。

さらに、A 社に係る請求者の雇用保険被保険者記録はない上、請求期間において同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名はなく、被保険者の番号に欠番もない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。